

軽度者等への福祉用具貸与の例外給付について
Q&A

No	Q	A
1	申請書は必要ですか。提出書類は何が必要ですか。	例外給付のための申請書はありません。居宅サービス計画書(主治医の名前、所見確認日を明記したもの)の写しとサービス担当者会議等の記録の写しを提出してください。提出の際に、内容の確認を行います。その際、必要に応じて追加の書類をお願いすることがあります。
2	例外給付が認められるか否かの連絡は、口頭ですか、それとも書面ですか。	提出いただいた居宅サービス計画書(写し)に結果(承認または却下)を記入し、返却します。
3	基本調査の結果から例外給付が判断できる場合は、市に連絡をする必要はないのですか。	はい。基本調査の結果から、例外給付が客観的に判定できる場合は、市への連絡は不要です。その場合も、サービス担当者会議等で十分検討をし、居宅サービス計画を作成してください。
4	車いす及び段差解消機については、基本調査結果以外で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当するか否かを判断するとありますが、判断の基準はありますか。	一律の基準はありません。従って、被保険者の状況によってそれぞれ判断することになりますので、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを通じて判断してください。
5	主治医意見書に貸与の必要性についての記述が必要ですか。	医師の所見に基づいていけば、主治医意見書への記述の有無は問いません。意見書への記述がなく、主治医への意見聴取により必要性を確認をした場合は、居宅サービス計画書に主治医の名前と確認日を明記してください。
6	書類の提出は利用月のいつまでにする必要がありますか。	保険給付の対象となるのは、書類提出月の初日以降となります。月を遡っての給付は認められませんので、新規申請や区分変更中などの暫定プランで必要なときは相談してください。
7	月を遡っての給付が認められないとありますが、暫定プランで必要なときはどうしたらよいですか。	新規申請や区分変更中などの暫定プランで必要なときは相談してください。その際は、暫定で作成した居宅サービス計画書(利用者の同意を得たもの)の写しを提出してください。
8	承認を受けた場合、有効期間はありますか。	居宅サービス計画書に基づき承認しますので、例外給付の承認期間は、確認月の初日(または計画期間開始日)以降から計画期間終了日までとなります。計画期間終了後も引き続いて例外給付を受けたい場合は、再度手続きをしてください。
9	利用者の身体状況等の変化により承認を受けていた福祉用具を貸与する必要性がなくなった場合の届出はありますか。	承認を受けていた福祉用具の貸与が計画期間の途中で終了したときは、届出の必要はありません。